

出席停止のお知らせ

お子さんは、学校保健安全法施行規則に該当する感染症に診断されたと報告がありましたので、同法施行規則に基づいて、下記のとおり出席停止を指示いたします。停止期間中は、他の児童生徒との接触をさけて、静養・加療におつとめください。

記

1 出席停止になる感染症

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)および特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三日はしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎、その他の感染症【溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)など】

2 出席停止の期間

「発症日から医師が感染の恐れがないと認めるまで」

※具体的な登校再開日は、ご家庭で判断するのではなく、受診された医療機関の指示に従ってください。

3 再登校の手続き(全治報告書の廃止)

これまで提出をお願いしていた「全治報告書」の書面提出は不要です。